

日本郵政株式会社 元社員の書類送検に関する報道について

日本郵政株式会社（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 根岸 一行）の元社員（日本郵政建築株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 倉田 泰樹）へ 2024 年 7 月から 2026 年 3 月まで出向）について、不正行為の疑いが生じたため警視庁に事件相談していたところ、2026 年 7 月 22 日（水）、収賄容疑で書類送検されました。

関係の皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする企業といたしまして、今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に万全を期してまいります所存です。

1 行為者

日本郵政株式会社 元グループリーダー（50 歳代、男性）

※ 2026 年 3 月 31 日（火）懲戒解雇

2 概要

警視庁の発表によれば、元社員は 2023 年 8 月から 2024 年 6 月の間、社外の関係者から、職務に関して接待等の供与を受けた収賄（日本郵政株式会社法第 17 条違反）の疑いが持たれております。

元社員は、上記関係者から、現金約 250 万円、飲食接待約 200 万円分、ホテルの宿泊代等約 25 万円分の供与を受けるとともに、大手建設会社に対し、上記関係者が下請業務を受注できるよう推奨し、便宜を図ったとされています。

3 発覚の端緒

2024 年 9 月、外部からの情報提供を受け、元社員が接待を受けている疑いが生じたものです。

4 その他

日本郵政株式会社は、上記情報提供を受け、本件不正行為の疑いによる社内調査を開始するとともに、同年 11 月に警視庁に事件相談を行い、日本郵政建築株式会社とともに全面的に捜査に協力してまいりました。警視庁と調整の上、2026 年 3 月に元社員への事情聴取を行ったところ、元社員が本件不正行為の事実を認めたため、同月の懲戒解雇に至ったものです。

改めて綱紀粛正を徹底するとともに、コンプライアンスの指導・再発防止に努めてまいります。

以上